

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

#### 評価の視点

- 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示
  - ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
  - ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
  - ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学は、内部質保証のための全学的な方針及び手続きについて、「立命館アジア太平洋大学 内部質保証方針」（2018年6月12日大学評議会）にて定めている（資料2-1）。内部質保証に関する基本的な考え方は、下記の2点である。

- ① 本学の開学理念を具現化し、社会的使命を達成するために、教育研究をはじめとする大学の多様な活動について、自ら点検・評価を行う。またその結果を元に、組織的で恒常的な質の改善を推進する。
- ② 自己点検・評価を行った内容について、社会に公表する。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織等とその役割は、下記のように定めている。

- ① 大学評議会が、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う。大学評議会は、自己点検・評価のもととなる、各部・学部・研究科（以下、各組織）の行動計画や到達目標を、各組織からの提案を踏まえて決定する。
- ② 自己点検・評価委員会は、大学全体及び各組織の活動にかかる事項の点検・評価と、改善活動の進捗確認を行う。
- ③ 自己点検・評価委員会は、点検・評価の結果を、大学評議会及び学長に報告する。大学評議会及び学長は、その結果を踏まえ、各組織の長に対して、改善・向上の実施を求める。
- ④ 各組織の長は、当該組織に関する事項の自己点検・評価とその結果に基づく改善活動に責任を持ち、適切に実施する。各組織の長は、改善計画の履行状況について、自己点検・評価委員会へ報告する。
- ⑤ 自己点検・評価活動の検証を行うため、大学評価委員会を置く。大学評価委員会は、学長の諮問を受け、大学の活動に関する評価を行い、その結果を学長に報告する。学長は、報告結果に基づき、各組織の長に対して、改善・向上の実施を求める。各組織の長は、改善の実施を求められた事項について、改善計画および改善結果について自己点検・評価委員会に報告する。

なお、全体像が分かるように「立命館アジア太平洋大学における内部質保証システム体系図」で内部質保証システムの全体像を図式化している（資料 2-2）。

内部質保証については、大学基準協会の大学基準に準拠した自己点検・評価報告書を作成し、これを基に、自己点検・評価（自己点検・評価委員会）、外部評価（大学評議会）、認証評価（大学基準協会による認証評価）を一連の検証サイクルに組み込み、統合的に機能させることとしている（資料 2-3）。

- ① 自己点検・評価の方法については、原則として 2 年に一度、大学基準協会の認証評価（大学基準）に準拠した形で自己点検・評価報告書を作成することを基本とする。
- ② 上記自己点検・評価報告書作成の翌年度（原則として 2 年に一度）、当該自己点検・評価報告書を基に、大学評議会を開催し、外部評価を受審する。
- ③ 大学基準協会の認証評価を受審（7 年に一度）する翌年度は、自己点検・評価報告書の作成を行わず、1 年繰り延べることとする。また、大学基準協会の認証評価を受審（7 年に一度）する当該年度については、大学評議会を開催しない。
- ④ 大学評議会や大学基準協会認証評価を受審しない年度についても、過去に指摘を受けた事項等を中心に、自己点検・評価委員会において、フォローアップを行うことにより、検証サイクルを実質的に機能させる。

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、教学改革実施要綱に取りまとめて記載している（資料 2-4）。PDCA サイクルの運用プロセスは、①教学部における調査・分析、②教授会・教員懇談会（研究科は研究科委員会）における意見交換、③大学評議会での確定、という流れで行っている（詳細は第 4 章にて後述）。

#### 点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

##### 評価の視点

- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

##### <内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備>

上述の通り、「立命館アジア太平洋大学 内部質保証方針」（資料 2-1）において大学評議会が大学全体の内部質保証の推進に責任を負うこと、また自己点検・評価委員会が、大学全体及び各組織の活動にかかる事項の点検・評価と、改善活動の進捗確認を行うこととして、体制を整備している。

大学評議会は、学長が決定を行うにあたり、①教育、研究、学生支援および大学運営の基本方針に関する事項、②本大学の機構、組織および制度に関する事項、③教員の人事に関する事項、④その他、教育、研究、学生支援および大学運営の重要な事項、について審議を行う機関であり、大学全体の運営を担う機関である（立命館アジア太平洋大学学則）（資料 1-2）。また、自己点検・評価委員会は「立命館アジア太平洋大学自己点検・評価委員会規程」

において、「本大学における教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という）について、自己点検・評価を実施する」機関として整備している（資料 2-5）。

#### ＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成＞

大学全体の内部質保証の推進に責任を負う大学評議会および、点検・評価と、改善活動の進捗確認を行う自己点検・評価委員会のメンバー構成は下記の通りである（資料 2-6）。両委員会のメンバーは大多数が重複しており、密接に連携している。なお、自己点検・評価委員会には、下記役職者のみならず事務局（次長および各オフィス課長）も出席しており、各課題を実際の業務・政策立案とつなげる役割を担っている。

##### 【大学評議会】

委員長：学長

委員：副学長、学部長、研究科長、言語教育センター長、教育開発・学修支援センター長、総合情報センター長、立命館アジア太平洋研究センター長、教学部長、学生部長、入学部長、就職部長、国際協力・研究部長、社会連携部長、事務局長

オブザーバー：監事、理事補佐

##### 【自己点検・評価委員会】

委員長：理事補佐

副委員長：副学長・教学部長

委員：理事補佐、学部長、研究科長、学生部長、入学部長、就職部長、国際協力・研究部長、社会連携部長、事務局長

オブザーバー：学長、言語教育センター長、教育開発・学修支援センター長

#### 点検・評価項目③：方針および手続きに基づき内部質保証システムは有効に機能しているか。

##### 評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

大学全体として学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針は策定

されているが、そのための全学としての基本的な考え方については設定に至っていない。

#### ＜教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み＞

学部・研究科等の教学関連組織において教育の PDCA を機能させる取り組みは、本章の点検・評価項目①で述べている、全学的な内部質保証のサイクルに組み込まれており、適切に機能している。具体的には、教学委員会を中心に、自己点検・評価や外部評価結果、さらに本学が APU2020 後半期計画において設定した中期計画、教学改革実施要綱等の内容を踏まえ、学部・研究科等の年間の行動目標（計画）の策定し（資料 2-7）、全学組織である大学評議会で報告・議論することとしている。計画進捗状況の確認および、次年度改善計画への反映についても、教学委員会で検討したうえで、自己点検・評価委員会および大学評議会にて報告・議論している（資料 2-8）。

これに加え、国際経営学部および経営管理研究科では、2016 年度に取得した AACSB (Association to Advance Collegiate Schools of Business) 認証に関連し、教育、研究をはじめとした分野において、国際的な質保証、継続的な改善サイクルの推進に取り組んでいる。具体的には、学部・研究科が掲げる教学上のミッションをどの程度達成しているかを測定し、その結果に応じて改善を図っていくプロセス「学びの質保証」(Assurance of Learning; AOL) の取り組みが挙げられる（詳細は第 4 章にて後述）。

教員個人レベルにおいては、教員アセスメント制度（教育の質向上促進報奨金制度）と連関させながら、すべての教員に共通する責務である「授業」にかかる改善の取り組みを促進している。具体的には下記の PDCA サイクルをまわすことで、全教員が教育の質向上に取り組むことを推進している。

- ①Plan（科目目標と授業計画）⇒シラバスの作成
- ②Do（授業の実施）⇒授業評価アンケートで検証
- ③Check（成績評価）⇒成績講評実施
- ④Act（教育内容・方法の改善）⇒前年度授業の振り返りと今後の改善点を作成し、次年度のシラバス・授業・成績評価を改善

また、年 1 回上長である学部長やセンター長と各教員との個別面談の機会を設け、個々の教員の PDCA の内容を組織の長と確認する機会としている。

#### ＜外部評価等における指摘事項への対応＞

本学は 2015 年度に財団法人大学基準協会による認証評価を受け、その際、努力課題 2 点（シラバスの精粗、編入学定員未充足）、その他指摘事項 14 点の指摘を受けている。この指摘事項については、管理シート（資料 2-8）を作成し、年 2 回開催する自己点検・評価委員会で進捗状況を管理している。管理シートには、課題・到達目標、課題への対応・改善計画（年度単位）、施行状況（期中・期末）、評定（4 段階評価：4 計画以上に進捗、3 計画通り進捗、2 計画通りには進捗せず、1 ほとんど着手できず）を記載するようになっており、各

課題の進捗状況を明確にしている。特に評定が「2 計画通りには進捗せず」、「1 ほとんど着手できず」であるものについては、自己点検・評価委員会にて集中的に状況確認と対応策の議論を行っている。

また、本学は 2017 年度に収容定員増加に係る学則変更を行っているが、文部科学省からの留意事項は該当なしとなっている。2017 年度には文部科学省からの要請に基づき「収容定員に係る学則の変更を行った大学の入学状況報告」を提出している（資料 2-9）。

国際経営学部、経営管理研究科が 2016 年度に取得した AACSB 認証に関しては、認証取得時の指摘事項の改善・向上に取り組み、認証評価を維持していく。

#### ＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

自己点検・評価活動における客観性、妥当性は、外部委員により構成する大学評価委員会を設置、開催することで担保している。大学評価委員会は学長の諮問機関として、おおよそ 2 年に 1 回外部評価を実施している。大学評価委員会は、本学の自己点検・評価結果の客観性および妥当性等について評価を行い、学長は、この評価結果を学園および大学の諸計画に反映させると規程に定めている（資料 2-10 第 2 条 1 項及び 2 項）。

直近では、2013 年度に、同委員会による外部評価を実施し、その結果が委員長総括として、学長、および自己点検・評価委員会に報告された。課題指摘事項については、各部局において改善に向けた取り組みを進めつつ、管理シートでその進捗状況を管理し、年 2 回自己点検・評価委員会に報告している（資料 2-8）。

また本学では、客観的データをもって学生実態等を把握し、目標・計画の進捗評価や新たな政策立案等へ活用するために、IR（Institutional Research）を推進している。全学に存在する様々な情報（学生の入試、学修、正課外活動、進路、満足度、成長実感等のデータ）を一元的に蓄積するデータベース（Data Warehouse）を 2013 年度に整備し、定期的に収集したデータを分析し、エビデンスに基づく目標等の進捗評価、政策立案等に活用している（資料 2-11）。今後卒業生アンケートの新規実施も検討しており、卒業後の情報も点検・評価活動に活用していく予定である。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他結果、財務、その他  
の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

#### 評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

本学の設置者である学校法人立命館では、2010 年に「学校法人立命館情報公開規程」を制定し、そのなかで、本法人が設置する学校を含め、保有する情報の公開および開示に関し、

「本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資することを目的とする」と明示している（資料 2-12 第 1 条）。また、同規程第 4 条第 1 項では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に定める「教育研究活動等の状況について」の情報を網羅した、社会一般への情報公開内容を規定している。これに従い、本学でも、学校法人立命館のホームページ内にある「立命館アジア太平洋大学 情報公開ページ」において、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の情報公開を行っている（資料 2-13 <http://www.ritsumeikan-trust.jp/publicinfo/disclosure/apu/>）。また、情報公開請求への対応についても、同規程第 3 条 2 項「本規程に定める開示請求手続に基づき、情報を示すこと」の定め通り対応することとしている。本規程の趣旨は、広く情報を公開する範囲と、請求に基づき条件を満たす者にのみ開示する範囲とを区別し、個人情報や機密情報等を不開示とするものである。

本学の学則において、自己点検・評価に関して「本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行ない、その結果を公表する。」と定めており（資料 1-2 第 1 条の 2）、内部質保証への取り組み、認証評価に対する本学の考え方、自己点検・評価報告書、大学評価委員会開催概要及び委員長総括、大学基準協会による大学評価結果および認証評価結果を、大学ホームページ上で公開している（資料 2-14）。自己点検・評価については、自己点検・評価委員会での最終的な精査を行っており、公表内容の正確性・信頼性を確保している。また、大学基準協会の指定様式に基づき作成している大学基礎データ、大学データ集の各データ（一部を除く）についても、毎年定期的に本学ホームページ上で公開している（資料 2-14）。なお、これら公表を行っているデータについては、各関連オフィスで作成した後、根拠となる資料とともに学長室で集約し、ダブルチェックを行ったうえで公開しており、その正確性・信頼性を担保している。さらに、本学が公開する情報は全て日英両言語を原則としており、国内のみならず、国際学生および校友、父母等をはじめとした海外のステークホルダーに対する説明責任も果たしている。

専任教員の教育、研究、社会貢献活動については、本学独自の「研究者データベース」を構築・運用し、教員アセスメント制度と連動して情報入力を促進することで、その成果を国内外に広く発信している（資料 2-15 <http://researcher.apu.ac.jp/scripts/WebSearch/index.htm?lang=ja>）。あわせて、「研究者データベース」に入力された一部データを、教員の同意のもとに、国立研究開発法人科学技術振興機構知識基盤情報部が提供する「Researchmap」に提供しており、幅広い対象への情報発信にも取り組んでいる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性>

本学は、2015 年に「2030 年の APU のるべき姿、望ましい姿」として APU2030 ビジョンを策定し、これを基本方針として 2015 年度から 2020 年度までの具体的行動計画として「APU2020 後半期計画」を策定した（資料 1-9）。この APU2020 後半期計画は数値的な目標も含んでおり、これを柱として PDCA サイクルを全学で運用している。具体的には毎年度、APU2020 後半期計画に則して各部・学部における諸活動の実施項目を設定し、全学的にその実施状況の点検を年二回実施、年度末には次年度の改善計画に反映している。さらに、隔年で自己点検・評価報告書を作成することで、本学の諸活動を包括的に点検・評価し、その翌年度に外部委員で構成される大学評価委員会にて客観的な意見を得ている。これら一連の内容は、全学組織である自己点検・評価委員会および大学評議会にて報告し、方針や進捗の確認をしており、全学的な PDCA サイクルを適切かつ有効に展開している。また、目標・計画に対して進捗が芳しくない重要項目については、学長直轄の検討ワーキングを設置し、重点的に課題分析と対策立案を行う体制をとっている。

<適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価>

内部質保証システムそのものの点検・評価については、主に自己点検・評価報告書作成を通じての内部的な検証（2 年に 1 回）、それに対する大学評価委員会での外部の評価（2 年に 1 回）により検証している。自己点検・評価報告書は、適切な根拠（資料・情報）に基づき作成しており、これを学外の有識者によって構成される大学評価委員会が評価することにより、検証の客観性を担保している（資料 2-10）。さらに、大学評価委員会による検証結果に基づく指摘事項への取り組み状況を、管理シートで進捗管理し、年 2 回自己点検・評価委員会に報告することで、内部質保証システムに関わる点検・評価の PDCA サイクルをまわしている（資料 2-8）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学評価を受審時にも APU の検証プロセスについては「大学の諸活動全般における検証体制については、規程や権限は定められているものの、系統的に整理し、体系的な内部質保証システムの確立に向けて今後さらなる努力に期待したい」との指摘があったとおり、これまで本学における内部質保障は、「点検・評価」に重きが置かれており、点検・評価結果

を実際の改善・向上につなげ、さらにその結果を検証する恒常的なサイクルの構築が不十分であった（資料 2-16）。この点を踏まえ、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証システムを実質化し、質の向上に関する大学の活動を継続的に行うために、①内部質保証方針の策定（体系図含む）、②自己点検・評価委員会で取り扱う事項の見直し、③IR データを活用した自己点検の追及、の 3 点を行うことを確認し 2018 年度より取り組みを始めることとした（資料 2-17）。

## （2）長所・特色

国際標準に適う大学づくりを目指す観点から、本学は 2008 年度よりビジネススクールの国際的な認証機関である AACSB による認証取得に取り組み、2016 年度に国際経営学部および経営管理研究科が同認証を取得した（資料 2-14）。さらに、2017 年度にはアジア太平洋学部においても、UNWTO（世界観光機関）による観光教育の認証評価 TedQual を取得した（資料 2-14）。これら国際的な認証取得のプロセスを通じて、教育、研究、ガバナンス等において国際水準の内部質保証の構築を進めている点は、本学の内部質保証の長所・特色と言える。

AACSBにおいては、ミッションを重視した取り組み、教員資格(Faculty Qualification)、学びの質保証(Assurance of Learning = AOL)が特に重視されており、AACSB 取得を契機として、取得した国際経営学部・経営管理研究科での取り組みが進んでいる（各取り組みの詳細は関連の章に記載）。さらに同様の取り組みが他学部・研究科にも広がりつつある点は、特筆すべき点である。AACSB は取得後 5 年毎の再認証プロセスがあるため、認証維持に向けた継続的な取り組みを行っている。

また、2018 年度開催予定の大学評価委員会の機能を兼ねる Governing Advisory Board は、メンバーとして国内だけでなく国外からも有識者を招聘予定であり、国際的な視点での評価、提言が期待できる。

## （3）問題点

本章上述の通り、本学における内部質保証システムの改善に取り組みつつあるものの、体系的な内部質保証システムの確立に向けては今後も運用状況の点検を行いながら高度化する必要がある。

また、本学においては大学の運営や教育の質向上のために、アンケートや学部長との直接懇談等を通じて学生のニーズや意見を聞く取り組みを行っているが、その声を質向上のための PDCA サイクルに恒常的に組み込む仕組みが十分整備されていない（資料 2-11）。今後卒業生調査の実施も予定しているが、卒業後の状況分析や卒業生からの声もあわせて、質向上の取り組み活用していく仕組みを整備する必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

本学における諸活動の検証は、自己点検・評価委員会による自己点検・評価に、学外有識者から構成される大学評価委員会による外部評価、大学基準協会による大学評価を内部質保証の一連の流れに組み込んでいる。また、自己点検・評価、外部評価によって明らかになった改善すべき事項については、各組織で「管理シート」に対応・改善計画を策定、実行するとともに、自己点検・評価委員会がその進捗状況を確認し、改善を促している。

また、近年は AACSB 等国際認証や、IR 強化によるデータを活用した内部質保証の取り組みなど、国際性、客観的なエビデンスを意識した検証も進んでいる。2017 年度にはこれまでの課題を踏まえて教学改革を実施しており、今後その検証も必要となる。自己点検・評価委員会を中心に、これら個々の取り組みを機能させ、さらに大学全体として体系的な内部質保証となるよう推進していく。